

昭和32年度有畜農家創設用家畜割当決定

農林省では昭和32年度有畜農家創設事業等の家畜導入を伴う諸事業の円滑を期するため、家畜の需給調整会議を6月13日、14日の2日間、農林省7階会議室において開催され、その席上本年度有畜農家創設用家畜の都道府県別割当を内示した。

それによると岡山県に対する割当頭数は次のとおりである。

乳牛（美作集約酪農地域用	200頭	その他の地域用	100頭）	300頭
役肉用牛	270頭			
めん羊	260頭			

なお家畜の需給調整については岡山県に対し制度導入用（有畜農家創設事業、寒冷地農業振興、中小農畜産振興、開拓者資金融通等による家畜導入）和牛として本年7月から翌年3月までの間に3,000頭の移出

を確保するよう指示された。

更に家畜導入事業の円滑遂行を期するため導出入府県相互の間で事前に折衝し購買地、時期、銘柄別頭数等について了解を得ること。

これは無謀な購買により生ずる増殖と移出計画のそごを防止し円滑な購買と価格の昂騰をおさえるため肝要な措置である。